

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）（本則関係）

※ 「現行」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）（令和八年四月一日施行）による改正後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第五号並びに第十四条第二号を除き、以下同じ。）の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場</p>	<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の</p>

合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
(略)	(略)	(略)
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	三十五人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 (略)

第八条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 (略)
- 二 児童の数が八百一人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が七百五十一人以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等

数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
(略)	(略)	(略)
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 (略)

第八条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 (略)
- 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が八百一

教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一
を乗じて得た数

三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号
)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)
が存しない市町村(特別区を含む。次条第一号及び
第二号、第九条第五号並びに第十四条第二号におい
て同じ。)の数等を考慮して政令で定めるところに
より算定した数

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定
した数を合計した数とする。

一、四 (略)

五 共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に
関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四
十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。第十四
条第二号及び第十五条第五号において同じ。)であ
つて小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等
教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市
町村(第十四条第二号に規定する市町村に該当する
ものを除く。)の合計数に一を乗じて得た数

第十四条 事務職員の数は、次に定めるところにより算
定した数を合計した数とする。

一 特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計
数に一を乗じて得た数

二 共同学校事務室であつて特別支援学校に置かれる
ものを二以上(第九条第五号に規定する共同学校事
務室を一置く市町村にあつては、一以上)置く市町

教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一
を乗じて得た数

三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号
)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)
が存しない市(特別区を含む。次条第一号及び第二
号において同じ。)町村の数等を考慮して政令で定
めるところにより算定した数

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定
した数を合計した数とする。

一、四 (略)

(新設)

第十四条 事務職員の数は、特別支援学校の小学部及び
中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

(新設)

(新設)

村の合計数に一を乗じて得た数

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一〜四 (略)

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

六 (略)

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一〜四 (略)

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七条の四第一項に規定する共同学校事務室をいう。)が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

六 (略)